## 用 語解説

## | 1 平成17年度の取組結果

## 1「指定管理者制度」

平成15年の地方自治法の改正により、体育施設や文化施設など、住民の方に利用していただくための市が所有する施設(「公の施設」という。)の管理運営を、「指定管理者」として指定した民間企業などの事業者に代行させることができるようになった。従来は、公共的団体として法律で規定された団体にしか管理を委託できなかった。

この新しい制度である「指定管理者制度」は、民間企業のノウハウにより、住民のみなさんの「公の施設」に期待するニーズの多様化に対して迅速かつ細やかな対応が可能となることから、今まで以上のサービスの向上が期待でき、また、指定管理者を公募することで競争原理が働き、管理運営コストの削減も期待できる。

## 2「地域イントラネット」

特定の地域に限定して機能するインターネットの技術を利用したネットワークの通称。 当市では音羽町、小坂井町と共同で専用光通信網を使用して、公共施設を接続する広域 ネットワークを構築し、地域の行政・教育・健康福祉・防災等の情報提供を行っている。

## 3「地域手当」

民間賃金が相対的に高い地域に勤務する公務員を対象に支給する手当。基本給に3~18%上乗せする。平成17年度人事院勧告で国家公務員の基本給を平均4.8%引き下げる代償として従来の調整手当に替えて平成18年度から導入された。

## 4「公債費の借換え」

公債費とは市債の償還に充てる費用をいう。市債の借入は一定期間の固定金利で行われるが、公債費の借換えとは、借入先(民間金融機関等)との契約に基づく償還期間の途中で、市債の元金残金を全額返済し、その時点の利率により同額を借り入れることをいう。

## 5「健全な財政運営に向けて」

「健全な財政運営に向けて」は、健全な財政運営に向けた取組を推進するため、財源の確保と歳出の抑制に関する具体的な取組み項目などを盛り込んだ指針で平成12年12月に策定された。その後もさらに財政体質の健全性を持続進展させるため、平成14年12月と平成18年3月に改訂版を策定し、経費の抑制や自主財源の確保などに取り組んでいる。

## 6「公共工事コスト縮減対策に関する新行動計画」

公共事業の執行に当たり、工事コストの低減、時間的コストの低減などを含めて総合的なコスト縮減対策を計画的に推進するために平成13年度に策定した計画。行動計画の目標期間は、平成13年度から平成20年度である。

次のとおり算出している。

- 「縮減額」/「平成9年度時点における標準工法による工事費」
- 「縮減額」= 平成9年度時点における標準工法と現在の工法を工事費で比較し算出 した額

## 7「行政評価制度」

一般的には、各事務事業の目的を明確にしながら、目標、成果、効果を数値で表わし、 統一した評価基準を設けて評価を行い、優先順位を付けて、実施、廃止など事務事業の 選択等を行う制度をいう。

# 2 推進計画表

## 8 「PFI (private finance initiative)」

民間資金等を活用した社会資本(教育施設、道路、公園などの公共施設)整備のことをいい、民間企業が主導し、その資金調達、経営管理等のノウハウを活用する新たな社会資本整備手法である。PFIの対象となる事業は、公共施設の建設、維持管理、運営又はこれらに係る企画など広範囲にわたる。

## 9「介護保険事業計画」

介護や支援が必要になった高齢者に対し、住み慣れた家庭や地域で自立的な生活ができるよう適切な介護サービスの提供を行うとともに、介護保険事業の円滑な運営とその推進を図るための計画。平成12年度に5カ年計画として策定され、本年度の見直しにより、平成15年度から19年度までを期間とした第2次「老人保健福祉計画・介護保険事業計画」が策定された。

#### 10「介護保険訪問調査業務」

介護保険の要介護度の判定を行う資料として、訪問調査員が家庭や入所している施設での面接を通して、日常生活動作に関する基本項目と医療的介護の必要な項目の調査を行う業務をいう。この調査結果と主治医の意見書などをもとに、要介護認定審査会を開催し、要介護度の認定を行う。

## 11「居宅介護支援事業者」

介護サービスを受ける場合において、利用者が自分の要介護度に応じたサービスを選ぶ際に、本人や家族の希望、心身の状況に応じた適切なサービスが利用できるようにケアプラン(介護計画)の作成・支援調整等を行う事業者をいう。ケアマネージャー(介護支援専門員)がケアプランの作成を行うが、介護保険訪問調査業務を行うこともできる。

## 12 「NPO (non-profit organization)」

株式会社などの営利企業とは違って、利益を関係者に分配しない、社会性の高い事業をする民間非営利組織をいう。その活動内容による種類は多岐にわたり、環境保護、街づくり、国際援助などさまざまである。

## 13「とよかわ市民活動活性化基本方針」

市民と行政の協働によるまちづくりを目指し、市民活動者と行政職員からなる「豊川市市民活動推進会議」を設置して平成15年3月に策定した基本指針。「市民活動で築く協働のまちづくり」を将来像として定め、ボランティア活動をはじめとする市民活動の一層の推進を図る。基本方針の目標年度は平成19年度である。

## 14「協働の手引き」

市民活動団体と行政の協働によるまちづくりを目指して、各部署が実際に協働事業を 進める際の参考となるよう、協働の基本的な考え方や方法・手順等を示した職員向けの 手引きを平成17年3月に策定した手引き書。

## 15「とよかわ男女共同参画プラン」

男女共同参画社会基本法(平成11年6月施行)に基づく計画として、平成13年3月に策定したプラン。平成22年度までの計画期間に、男女共同参画社会の形成に向けて取り組む施策の方向、具体的方策及び市民・事業者の責務などを位置付けている。

#### 16「ダイヤルイン」

電話交換を通さない直通方式の電話をいう。

#### 17「個別内線電話システム」

病院内を内線電波でカバーすることにより、院内の医師や看護師等同士が、個別に内線携帯電話(PHS)で直接通話することが可能となる仕組みをいう。

#### 18「総合行政ネットワーク」

全国約2,000の全ての地方公共団体の組織内ネットワークを相互に接続する行政専用のネットワーク。地方公共団体相互のコミュニケーションの円滑化、情報の共有による情報の高度利用を図ることを目的とする。

## 19「霞ヶ関WAN (wide area network)」

各省庁のLAN(庁内ネットワーク: Local Area Network)を結ぶ省庁間ネットワーク(Wide Area Network)で、電子メールや電子文書交換システムなどによる省庁間のコミュニケーションの迅速化・高度化や、法令、白書等のデーターベースによる情報共有の推進を図るための総合的なネットワークをいう。

## 20「個人認証システム」

インターネットを利用する電子商取引では対面によって相手の確認ができないことから、電子的な情報によって相手を確認する方法をいう。一定の資格を持つ認証機関が登録された人あるいは機関について暗号化された証明書を発行することによって真正性が証明される。

## 21「あいち簡易電子受付サービス」

イベント申込みやアンケート等をインターネットから直接行うことが可能となる愛知 県が整備した仕組みをいう。法令で定められた手続きや厳密な本人確認が必要な手続き を対象とする電子申請・届出システムに対し、法令で定められていない、かつ厳密な本 人確認が必要でない手続きを対象としている。

## 22「電子入札システム」

従来の紙による入札と制度的には同じものをインターネット上で行うことであるが、 発注者及び受注者が空間的、時間的制約にとらわれず、現状の立会いに替えてインター ネットを通して、安全かつ公平な入札を実現するため、個人認証技術などを用いて効率 的に実施する仕組みをいう。競争性の向上、コスト縮減、事務の迅速化などの効果があ る。

#### 23「あいち電子調達共同システム」

愛知県下の自治体等(名古屋市及び安城市を除く。)が発注する入札案件について、インターネットに接続したパソコンから入札を電子的に実施し、開札結果の閲覧ができる制度。入札参加資格申請も各自治体へ一括で行うことができ、事務手続きの簡素化、効率化及び経費節減につながる。

## 24「ウェブサーバ」

インターネットを利用した世界規模の広域情報網(World Wide Web)上で、情報の 格納や送信などを行うコンピュータシステムをいう。一般的にはホームページのデータ を格納し、利用者からのアクセスに応じ、求められたデータをブラウザ(ホームページ を閲覧するソフト)で表示できるようにするサーバ・コンピュータをいう。

## 25「自己申告制度」

職員の職務の状況、業務上の改善箇所・目標とそれについての意見、健康状態及び異動希望等を上司に申告する制度をいう。申告の内容は、職場における公務能率の向上、 人事配置の適正化を図るための資料として活用している。

## 26「勤務評定制度」

職員の勤務実績並びに執務に関して見られた職員の態度、能力及び現在の仕事に対する適正等を客観的、統一的に記録するもので、一般に「人事考課」と呼ばれる制度をいう。管理監督者が部下職員を指導育成するための資料とするとともに、公正な人事管理のための資料として活用している。

## 27「人材育成基本方針」

職員の人材育成を進める上での目標並びにその目標を達成するための施策を体系的にまとめた方針。

## 28「目標管理制度」

目標管理 (Management By Objectives and Self Control) は、米国の経営学者 P.F. ドラッカーが提唱したマネジメント手法。頭文字を取ってMBOとも呼ばれる。

業務上の組織の目標と調和させた個人の目標を設定することによって、働く意欲を高め、目標を達成する過程を自分で管理し、上司は部下を育成する視点からその達成を支援しようとする制度。

現在、日本ではこの制度が評価され、従業員1,000人を超える企業の8割以上が導入している。

### 29「東海地震強化地域指定」

東海地震の想定震源域の見直し(最大で50km程西に寄り、面積が2倍に拡大)に伴い、大規模な地震が発生した場合に著しい地震被害の生ずるおそれがあるため、平成14年4月24日に指定された地震防災対策を強化する地域。県内では、新たに57市町村が指定された。強化地域の指定基準としては、震度6弱以上、津波の高さ3m以上などである。

## 30「豊川市次世代育成支援対策地域行動計画」

次世代育成支援対策推進法(平成15年7月施行)に基づき、平成17年3月に策定した行動計画。急速な少子化の進行等を踏まえつつ、次代の社会を担う子どもたちが健やかに生まれ、かつ、育成される環境を整備する対策(次世代育成支援対策)を、平成21年度を目標年度とする5年間の計画期間に総合的に実施するためのものである。

## 3 1「特殊勤務手当」

著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他著しく特殊な勤務で給与上特別の配慮を必要とする業務に従事する職員に支給する手当をいう。平成16年度より豊川市職員の特殊勤務手当に関する条例が施行され、徴税職員に対する手当など16種類となっている。

### 32「市税等納期前納付報奨金」

市税等(市・県民税、固定資産税、都市計画税)の第1期の納期内に、まだ納期が到来しない納期の税額を納付する場合に交付される報奨金をいう。

## 33「市税等督促手数料」

納期までに市税等を納付しなかった納税者に対して、督促状を発送する事務に要する 手数料をいう。豊川市では納期限後20日以内に発送し、50円をとっていた。

## 34「郵政官署法」

平成13年12月に施行された「地方公共団体の特定の事務の郵政官署における取扱いに関する法律」をいい、この法律により地方公共団体が処理する事務のうち戸籍の謄本・抄本、住民票の写し等の証明書交付事務など、特定の事務を郵政官署(郵便局)において取り扱うことが可能になった。